物品売買契約書（案）

売渡人　下妻市（以下「甲」という。）と買受人　　（以下「乙」という。）とは、次の条項により物品売買契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第１条　甲乙両者は、信義を重んじ誠実に本契約を履行しなければならない。

（目的）

第２条　甲は、その所有する次の物品（以下「本物件」という。）を現状有姿のまま乙に売り渡し、乙は、これを買い受ける。

本物件の表示

車両名称・型式	規　格	自動車登録番号	数量
いすゞ　エルフ ＫＲ－ＮＫＲ８１ＧＮ	消防車 乗車定員　６人	土浦　８３０　す　１０２	１台

（売買代金）

第３条　売買代金は、金　　円とする。

（契約保証金）

第４条　乙は、本契約締結と同時に、契約保証金として金【売買代金の 100 分の 10 以上】円を甲の発行する保証金納付書により、甲に納付しなければならない。

２　乙が、売買代金を甲の指定する期日までに納付した場合、甲は乙が既に納付済みの契約保証金を乙に還付しなければならない。ただし、乙が契約保証金を売買代金の一部に充当するよう甲に申し出たときは、契約保証金を売買代金の一部に充当することができる。

３　前項に基づき返還する契約保証金に、利息は付さないものとする。

（売買代金の納付）

第５条　乙は、本契約を締結した日から起算して２０日以内に、売買代金（契約保証金を売買代金に充当したときはその差額）を甲の発行する納入通知書により、甲に納付しなければならない。

（売買物件の引渡し）

第６条　甲は、前条の規定に基づき売買代金を乙が納入した日をもって、売買物件を乙に引き渡すものとする。

２　前項に規定する所有権の移転をもって､本物件に従属する工作物及びその他売買物件に残存する一切のものは乙に帰属する。

（所有権移転）
第７条　売買物件の所有権は、前条の規定による引渡しがあったときに乙に移転するものとする。

（自動車登録の名義変更）
第８条　売買物件の所有権が甲から乙へ移転してから、自動車登録の所有名義人を甲から乙に変更するまでの一切の手続きは、乙が行うものとする。
２　前項に定める名義変更に係る必要な経費は、全て乙の負担とする。
３　乙は、自動車登録の所有名義人を乙に変更したときは、速やかに甲に届出し、名義変更の確認を受けるものとする。

（危険負担等）
第９条　本物件は、現状のまま（工作物含む）引き渡すものとし、乙が売買物件の引渡しを受けた後、売買物件の数量の過不足、その他隠れた瑕疵があっても甲は、その責を負わないものとする。ただし、乙が消費者契約法（平成１２年法律第６１号）第２条第１項に規定する消費者である場合にあっては、この限りではない。

（公租公課等の負担）
第１０条　売買物件に関する自動車税等については当該物件の所有権移転後は、全て乙の負担とする。

（契約の費用）
第１１条　この契約に要する費用は、全て乙の負担とするものとする。

（契約の解除）
第１２条　甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができるものとする。
（１）甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないとき
（２）乙、乙の役員等（乙の代表者若しくは役員又はこれらの者から市との取引上の一切の権限を委任された代理人をいう。）又は乙の経営に実質的に関与している者が次のいずれかに該当するとき
ア　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下、「法」という。）第２条第２号に規定する暴力団であると認められるとき。
イ　法第２条第６号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という。）であると認められるとき。
ウ　自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められたとき。
エ　暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
オ　暴力団又は暴力団員と社会的に避難されるべき関係を有していると認められるとき。
カ　暴力団、暴力団員又は前記ウからオまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしていると認められるとき。

（損害賠償）
第１３条　甲及び乙は、本契約に定める義務を履行しないため相手方に損害を与えた時は、その損害に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。

（疑義等）
第１４条　この契約に疑義が生じたとき又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

（所轄裁判所）
第１５条　この契約に関する訴訟は、甲所在地を管轄区域とする裁判所とする。

この契約締結の証として本書弐通を作成し、甲乙記名押印のうえ各壱通を保有する。

令和　　年　　月　　日

甲　住所　茨城県下妻市本城町三丁目 13 番地
　　氏名　下妻市
　　下妻市長　菊　池　　博

乙　住所

　　氏名

実印